

一般財団法人常陸大宮市観光物産協会賛助会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人常陸大宮市観光物産協会定款第35条第3項の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 一般財団法人常陸大宮市観光物産協会（以下「観光物産協会」という。）に賛助会員として入会しようとする者は、賛助会員申込書（様式第1号）により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は、前項の申込みを承認したときは、理事会に報告するものとする。

(欠格事項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、賛助会員になることができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。次号において単に「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（次号において単に「暴力団」という。）と密接な関係を有する者

(2) 暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者が事業活動を支配する団体

(賛助会費)

第4条 賛助会費は、1口5,000円とする。

2 賛助会員は、事業年度ごとに1口5,000円以上の賛助会費を毎年度5月末日までに納入しなければならない。ただし、新たに賛助会員となった者については、入会申込日の属する月の翌月末日までに、その年度の賛助会費を納入するものとする。

(会員資格の喪失)

第5条 賛助会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 賛助会員が死亡又は失踪宣言を受け、若しくはその団体が消滅したとき。

(2) 1年以上会費を滞納したとき。

(3) 第7条の規定により賛助会員から除名されたとき。

(退会)

第6条 賛助会員は、退会届（様式第2号）を理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第7条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において出席理事の3分の2以上による議決に基づき、除名することができる。

- (1) 観光物産協会の定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 観光物産協会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) 賛助会員としてふさわしくないと認められる行為をしたとき。

(賛助会員会)

第8条 観光物産協会の事業及び運営に関し、賛助会員の意見を集約し、理事長に具申するため、賛助会員会を設置する。

(組織)

第9条 賛助会員会に幹事8名以内を置き、賛助会員会において賛助会員の中から選出する。

- 2 幹事のうち、1名を代表幹事、1名を副代表幹事とし、幹事の互選により選出する。
- 3 代表幹事は、賛助会員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 幹事が任期中に退任した場合における後任の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 賛助会員会の会議は、原則として年1回以上開催するものとし、代表幹事が招集し、会議の議長となる。

- 2 幹事会は代表幹事が必要と認めたときにこれを招集する。

(会費の不返還)

第11条 既納の会費については、理由のいかんを問わず返還しない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

賛助会員申込書

一般財団法人常陸大宮市観光物産協会
理事長 様

一般財団法人常陸大宮市観光物産協会の趣旨に賛同し、賛助会員として加入したいので、下記により申し込みます。

記

名 称	
代表者名	
住 所	
電 話	
加入年月日	令和 年 月 日
賛助会費	口（ 円）

年 月 日

退会届

一般財団法人常陸大宮市観光物産協会
理事長 様

この度、都合により一般財団法人常陸大宮市観光物産協会の賛助会員を退会したので申し出ます。

記

名 称	
代表者名	
住 所	
電 話	
退会年月日	令和 年 月 日